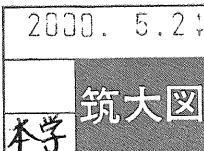


筑波社会科研究

第13号

篠原昭雄教授退官記念号



【研究論文】

- 中等社会科統合化の功罪 篠原 昭雄(1)
 「米日地理教材開発プロジェクト」における教材開発の事例
 —観光単元学習— 天野 真哉(11)
 グローバル教育の学習方法に関する研究
 —オーストラリアの地理教育を中心として— 松尾 通成(21)
 世界史教育における異文化理解に関する一考察
 —「十字軍」を教材として— 府川 高大(35)
 イギリスにおける Peace Education の理念と実践に関する研究
 —マン彻スター市教育委員会のガイドライン(1988)を事例として— 中村 敬子(47)

【研究ノート】

- 「中国帰国生」と社会科教育 坂口 克彦(59)

【研究会報告】

- 第12回研究大会報告 (67)
 6月例会
 11月例会

【図書紹介】

- 谷川彰英著『問題解決学習の理論と方法』 宮崎 正勝(75)

【篠原昭雄教授の御退官にあたって】

- 伝統の継承を誓って 谷川 彰英(76)
 篠原昭雄教授 略歴・主要業績一覧 (78)

【学会彙報】

- 1993年度学会活動報告 (85)
 教育研究科1992年度修了生 修士論文一覧 (86)

筑波大学社会科教育学会

1994

筑波大学社会科教育学会会則

- 第 1 条（名 称） 本会は筑波大学社会科教育学会と称する。
- 第 2 条（目 的） 本会は社会科教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第 3 条（活 動） 本会は前条の目的を達成するために、次に活動を行う。
1. 研究会の開催 3. 資料の収集・交換
2. 機関誌の発行 4. その他必要と認められるもの
- 第 4 条（会 員） 本会の会員は、筑波大学の出身者および本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は、会の趣旨に賛同し、賛助会費を収める者とする。
- 第 5 条（本 部） 本会の本部は、筑波大学教育学系社会科教育学研究室におく。
- 第 6 条（役 員） 本会は次の役員をおく。
会長 1名 副会長 1名 評議員 若干名
幹事 若干名 会計監査 2名
2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
3. 会長および副会長は評議員会で選出する。
4. 幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 7 条（役員の任務） 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
4. 幹事は幹事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第 8 条（顧 問） 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条（会 議） 本会の会議は、総会、評議員会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回会長が招集し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、会員は委任状をもって議決権を他の会員に委任することができる。
3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
5. 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成し、会長の招集によって重要な会務を審議する。
6. 幹事会は会長が招集する。
- 第 10 条（会 計） 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
2. 本会の会費は総会で定める。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第 11 条（会則の改正） 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
付 則 この会則は昭和57年2月11日から施行する。

筑波大学社会科教育学会会則

- 第 1 条（名 称） 本会は筑波大学社会科教育学会と称する。
- 第 2 条（目 的） 本会は社会科教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第 3 条（活 動） 本会は前条の目的を達成するために、次に活動を行う。
1. 研究会の開催 3. 資料の収集・交換
2. 機関誌の発行 4. その他必要と認められるもの
- 第 4 条（会 員） 本会の会員は、筑波大学の出身者および本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は、会の趣旨に賛同し、賛助会費を収める者とする。
- 第 5 条（本 部） 本会の本部は、筑波大学教育学系社会科教育学研究室におく。
- 第 6 条（役 員） 本会は次の役員をおく。
会長 1名 副会長 1名 評議員 若干名
幹事 若干名 会計監査 2名
2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
3. 会長および副会長は評議員会で選出する。
4. 幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 7 条（役員の任務） 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
4. 幹事は幹事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第 8 条（顧 問） 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条（会 議） 本会の会議は、総会、評議員会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回会長が招集し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、会員は委任状をもって議決権を他の会員に委任することができる。
3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
5. 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成し、会長の招集によって重要な会務を審議する。
6. 幹事会は会長が招集する。
- 第 10 条（会 計） 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
2. 本会の会費は総会で定める。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第 11 条（会則の改正） 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
付 則 この会則は昭和57年2月11日から施行する。

1993（平成5）年度役員

会長 篠原昭雄（筑波大学教育学系）
副会長 上 笹 恒（筑波大学哲学・思想学系）
評議員 朝倉隆太郎（豊田短期大学）、飯島睦子（東京・今川中）、石井透雄（茨城・鉢田農業高）、石川裕之（長野・飯田高）、大森 正（東洋大学）、梶 哲夫（早稲田大学）、金子 巧（広島・舟入高）、後藤忠司（兵庫・須磨反ヶ丘高）、斎藤宏夫（栃木・上三川高）、高山次嘉（新潟大学）、竹下 裕隆（愛知・豊田高）、田村和浩（茨城・石下高）、長瀬 守（豊田短期大学）、二谷貞夫（上越教育大学）、平岡可奈之（神奈川・桐蔭学園）、藤沢 健（岩手・岩手高）、古山良平（東京学芸大学附属高）、別府淳夫（筑波大学哲学・思想学系）、松岡尚敏（鹿児島女子短期大学）、三浦軍三（東京学芸大学）、横山十四男（東京家政学院大学）
会計監査 田中通彦（筑波大学歴史・人類学系）、三野輪敦（茨城・茗溪学園中・高）
幹事 伊藤純郎（筑波大学）、内田邦彦（東京・顕明館中・高）、江口勇治（筑波大学教育学系）、大森 正、梶 哲夫、上 笹 恒、唐木清志（筑波大学大学院）、川崎誠司（筑波大学大学院）、木村勝彦（上田女子短期大学）、木村 健一郎（創価大学）、小森正明（宮内庁）、谷川彰英、田村真広（筑波大学大学院）、溜池善裕（秋田大学）、塙原直人（東京・秋川高）、永野広務（神奈川・西浜高）、菱山謙二（筑波大学社会科学系）、古山良平、別府淳夫、保坂秀夫（筑波大学大学院）、真柴晶彦（東京・南高）、松本敏（宇都宮大学）、松本 康（埼玉純真女子短期大学）、谷田部玲生（お茶の水女子大学附属高）、山本栄一（神奈川・厚木商業高）

『筑波社会科研究』編集委員

江口勇治、唐木清志、川崎誠司、木村勝彦、木村健一郎、谷川彰英、田村真広、溜池善裕、保坂秀夫、松本 敏、松本 康、森茂岳雄（東京学芸大学）

〈編集規定〉

- (1) 本誌は筑波大学社会科教育学会の機関誌であり、年一回発行する。
- (2) 本誌は本学会会員の研究論文、研究ノート、書評、研究会報告、学会彙報、その他会員の研究活動に関する記事を掲載する。
- (3) 本誌に論文その他を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い「編集委員会」宛に送付する。
- (4) 原稿の掲載は編集委員会の審議を経て決定する。
- (5) 掲載予定の原稿について、編集委員会は執筆者との協議を通じ、内容に変更を求めることがある。
- (6) 本誌に掲載された論文その他は原則として返還しない。
- (7) 執筆者による校正は第一校までとし、再校以降は原則として編集委員会の責任において行う。

〈執筆要領〉

- (1) 論文原稿は未発表のものに限る。(ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。)
- (2) 編集委員会が特に枚数を指定する以外の原稿は、図・表などを含めて、原則として研究論文が400字詰原稿用紙40枚以内、研究ノートが30枚以内、実践報告が20枚以内、書評が5枚以内とする。
- (3) 原稿は、400字詰横書きとする。ワープロ原稿の場合、43字×37行横書き、規定字数内におさまるものとする。
- (4) 原稿には、必ず英文タイトルを添付する。
- (5) 原稿には、氏名（フリガナ）、所属（職名その他を含む）、連絡先を付記し、筑波大学社会科教育学会「筑波社会科研究」編集委員会宛に送付するものとする。
- (6) 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
- (7) 原稿〆切は毎年9月30日、発行は翌年2月11日とする。

筑波社会科研究 第13号

1994年2月11日 印刷・発行
編 集 「筑波社会科研究」編集委員会
代表者 谷川彰英
発 行 筑波大学社会科教育学会
会長 篠原昭雄
事務局 茨城県つくば天王台1-1-1(〒305)
筑波大学教育学系 社会科教育学研究室
TEL 0298-53-6729~31
振替 宇都宮5-7442
印 刷 (有)甲文堂
東京都文京区大塚1-4-7(〒112)
TEL 03-3947-0844/FAX 03-3947-0858

TSUKUBA ANNALS
FOR
SOCIAL STUDIES EDUCATION
No.13 1994

CONTENTS

Articles

- Issues on Integrating Social Studies at Secondary School Akio SHINOHARA...(1)
A Lesson Plan of Tourism Activity based on United States/Japan Geography
Curriculum Materials Exchange Shin'ya AMANO...(11)
Learning Method in Global Education Michinari MATSUO...(21)
On the Intercultural Aspects of the World History Education: A Case Study of
CRUSADE Takahiro FUKAWA...(35)
Concepts and Practices of Peace Education in the United Kingdom:
The Guidelines in Manchester City (1988) Keiko NAKAMURA...(47)

Research Notes

- Chinese Returnee Student and Social Studies Education Katsuhiko SAKAGUCHI...(59)

Research Conferences

- (67)

Book Review

- (75)

Recollecting of Our Retiring Colleague

- Our Messages to the Outgoing President Akihide TANIKAWA...(76)
Academic Career and Achievements of Prof. Akio SHINOHARA...(78)

Academic News

- Academic Activities of the Association for the Social Studies Education in 1993 ... (85)
Titles of Master Theses Submitted by Graduate Students of the Social Studies Course,
Master's Program of Education in 1992 (86)

THE ASSOCIATION FOR SOCIAL STUDIES EDUCATION
THE UNIVERSITY OF TSUKUBA